

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和6年2月27日（火）

（案件名）

- ・ 令和5年度地方債に係る同意等（二次協議分）について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

清水地方債管理官（内線 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

第 5 条の 3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第 1 項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第 5 条の 4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。

- 3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第 1 項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。
- 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第 1 項各号に掲げるものを除く。）は、第 5 条第 5 号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第 1 項の規定による協議又は同条第 6 項の規定による届出をすることを要しない。
- 7 総務大臣は、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の総務大臣の許可並びに第 1 項第 4 号から第 6 号までの規定による指定及び第 2 項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

- 法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
 - 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

令和5年度地方債同意等額（2次協議分）について

以下のとおり、地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項、第3項及び第4項又は地方財政法施行令第2条第3項、第21条第3項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

1. 今回の同意等額について

(単位：億円)

	同意等額 (2次協議分) (A)	既同意等額・ 届出額 (B)	合計 (A+B)	地方債計画額
通常収支分	(20) 19,182	(117) 98,369	(137) 117,551	(265) 111,926
東日本 大震災分	(-) 7	(-) 10	(-) 17	(0) 13
総計	(20) 19,189	(117) 98,379	(137) 117,568	(265) 111,939

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※2 () 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

※3 このほか、令和5年度の一次協議に同意等を行った公営企業債（病院事業）において、借入条件を変更（償還年限の延長）する協議等の同意等を行う。

2. 今回同意等を行う主な事業債について

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（3,878億円）

公共事業等債（2,314億円）、

災害復旧事業債（1,684億円）

3. 今後のスケジュール

○2次協議分：2月28日（水）に同意等予定

○最終協議分：3月中旬に同意等予定

○最終協議（追加分）：3月下旬に同意等予定

○ 地方債同意等額について(令和5年度 第2次分(当初分))

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既同意等額 (第1次分+届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	56,684	62,149	11,913	74,062	▲17,378	130.7%
公共事業等	15,889	17,410	1,154	18,564	▲2,675	116.8%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業※1	-	443	67	510	▲510	皆増
公営住宅建設事業	1,089	2,038	127	2,165	▲1,076	198.8%
災害復旧事業	1,126	308	1,122	1,429	▲303	126.9%
教育・福祉施設等整備事業	4,108	6,237	1,372	7,609	▲3,501	185.2%
学校教育施設等	1,682	2,773	910	3,683	▲2,001	219.0%
社会福祉施設	367	606	72	677	▲310	184.6%
一般廃棄物処理	981	1,888	215	2,103	▲1,122	214.4%
一般補助施設等	541	576	136	712	▲171	131.6%
施設(一般財源化分)	537	394	40	434	103	80.8%
一般単独事業	27,387	29,624	4,667	34,291	▲6,904	125.2%
一般	2,485	7,984	473	8,458	▲5,973	340.4%
地域活性化	690	1,080	113	1,193	▲503	172.9%
防災対策	871	617	114	731	140	84.0%
地方道路等	3,221	5,202	403	5,605	▲2,384	174.0%
旧合併特例	4,800	2,256	661	2,917	1,883	60.8%
緊急防災・減災	5,000	3,636	530	4,166	834	83.3%
公共施設等適正管理	4,320	4,926	943	5,869	▲1,549	135.9%
緊急自然災害防止対策	4,000	2,722	1,117	3,839	161	96.0%
緊急浚渫推進	1,100	784	192	977	123	88.8%
脱炭素化推進	900	416	120	536	364	59.6%
辺地及び過疎対策事業	5,940	5,320	1,074	6,394	▲454	107.6%
辺地対策※2	540	486	94	580	▲40	107.4%
過疎対策※3	5,400	4,834	980	5,814	▲414	107.7%
公共用地先行取得等事業	345	769	38	807	▲462	233.9%
行政改革推進	700	-	1,578	1,578	▲878	225.4%
調整	100	-	714	714	▲614	714.1%
公営企業債	27,551	26,591	889	27,481	70	99.7%
水道事業	6,035	6,779	181	6,960	▲925	115.3%
工業用水道事業	297	311	1	312	▲15	104.9%
交通事業	1,719	1,471	118	1,588	131	92.4%
電気事業・ガス事業	333	315	4	319	14	95.9%
港湾整備事業	619	568	33	600	19	97.0%
病院事業・介護サービス事業	4,598	4,497	200	4,696	▲98	102.1%
市場事業・と畜場事業	287	204	11	216	71	75.1%
地域開発事業	919	827	113	940	▲21	102.3%
下水道事業	12,649	11,544	215	11,758	891	93.0%
観光その他事業	95	76	15	91	4	95.5%
(公営企業退職手当債)	-	-	-	-	-	-
臨時財政対策債	9,946	9,370	277	9,647	299	97.0%
退職手当債	800	-	-	-	800	-
国の予算等貸付金債	(265)	(117)	(20)	(137)	(128)	(51.6%)
合計	(265)	(117)	(20)	(137)	(128)	(51.6%)
減収補填債(5条分)	-	-	60	60	▲60	皆増
減収補填債(特例分)	-	-	21	21	▲21	皆増
借換債	-	3	-	3	▲3	皆増
総計	(265)	(117)	(20)	(137)	(128)	(51.6%)
	94,981	98,113	13,161	111,274	▲16,293	117.2%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注) 以下にあげる事業債の同意等額(C)と合計(D)の財政融資の欄には令和4年度補正分の本省繰越を含む。

公共事業等:2億円、防災・減災・国土強靱化緊急対策:48億円、災害復旧:5億円、学校教育施設等整備:165億円、社会福祉施設整備:1億円

一般廃棄物処理:1億円、一般補助施設整備等:7億円、辺地対策:1億円、過疎対策:37億円、水道:5億円、下水道:0.03億円

※1 本省繰越分の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

※2 辺地対策事業の令和5年度(当初分)の地方債計画額540億円は、令和5年度(補正(第1号)分)の地方債計画額(追加分)のうち20億円と一体的に運用している。

※3 過疎対策事業の令和5年度(当初分)の地方債計画額5,400億円は、令和5年度(補正(第1号)分)の地方債計画額(追加分)のうち200億円と一体的に運用している。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既同意等額 (第1次分+届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	10	10	-	10	0.3	96.7%
公営住宅建設事業	8	8	-	8	▲0	100.9%
災害復旧事業	1	-	-	-	1	-
一般補助施設等※※	-	2	-	2	-	皆増
一般単独事業	1	0.04	-	0	1	3.6%
公営企業債	3	0.2	7	8	▲5	250.8%
水道事業	3	0.2	7	8	▲5	250.8%
国の予算等貸付金債	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	-
総計	(1) 13	(0) 10	(0) 7	(0) 17	(1) ▲4	- 132.3%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

	地方債計画額 A	既同意等額 (第1次分+届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(265) 94,981	(117) 98,113	(20) 13,161	(137) 111,274	(128) ▲16,293	(51.6%) 117.2%
2 東日本大震災分	(1) 13	(0) 10	(0) 7	(0) 17	(1) ▲4	- 132.3%
合計	(266) 94,994	(117) 98,122.6	(20) 13,169	(137) 111,291	(129) ▲16,297	(51.4%) 117.2%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

○ 地方債同意等額について(令和5年度 第2次分(補正(第1号)分))

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	1,720	3	632	635	1,152	36.9%
公共事業等	-	-	-	-	-	-
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	1,459	-	563	563	896	38.6%
教育・福祉施設等整備事業	-	1	33	35	▲ 35	皆増
学校教育施設等	-	1	33	35	▲ 35	皆増
社会福祉施設	-	-	-	-	-	-
一般廃棄物処理	-	-	-	-	-	-
一般補助施設等	-	-	-	-	-	-
施設(一般財源化分)	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	1	31	32.27	▲ 32	皆増
一般	-	-	4	4	▲ 4	皆増
地域活性化	-	0.3	-	0.3	▲ 0.3	皆増
防災対策	-	0.1	-	0.1	▲ 0.1	皆増
地方道路等	-	0.4	19	20	▲ 20	皆増
旧合併特例	-	1	7	8	▲ 8	皆増
緊急防災・減災	-	-	-	-	-	-
公共施設等適正管理	-	-	-	-	-	-
緊急自然災害防止対策	-	-	-	-	-	-
緊急浚渫推進	-	-	-	-	-	-
脱炭素化推進	-	-	-	-	-	-
辺地及び過疎対策事業	261	-	5	5	256	2.0%
辺地対策 ※ 1	25	-	0.2	0.2	25	0.9%
過疎対策 ※ 2	236	-	5	5	231	2.1%
公共用地先行取得等事業	-	-	-	-	-	-
行政改革推進	-	-	-	-	-	-
調整	-	-	-	-	-	-
公営企業債	1,611	3	314	317	1,294	19.7%
水道事業	801	-	89	89	712	11.1%
工業用水道事業	73	-	7	7	66	9.5%
交通事業	80	-	0.4	0.4	80	0.4%
電気事業・ガス事業	-	-	-	-	-	-
港湾整備事業	-	-	-	-	-	-
病院事業・介護サービス事業	-	-	-	-	-	-
市場事業・と畜場事業	85	-	27	27	58	32.1%
地域開発事業	-	-	-	-	-	-
下水道事業	568	3	190	194	374	34.1%
観光その他事業	4	-	-	-	4	-
(公営企業退職手当債)	-	-	-	-	-	-
臨時財政対策債	-	-	-	-	-	-
退職手当債	-	-	-	-	-	-
補正予算債	13,614	250	5,075	5,325	8,289	39.1%
国の予算等貸付金債	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0%)
合計	(0) 16,945	(0) 256	(0) 6,020	(0) 6,277	(0) 10,735	(0.0%) 37.0%
減収補填債(5条分)	-	-	-	-	-	-
減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-
借換債	-	-	-	-	-	-
総計	(0) 16,945	(0) 256	(0) 6,020	(0) 6,277	(0) 10,735	(0.0%) 37.0%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※1 辺地対策事業の令和5年度(補正(第1号)分)の地方債計画額(追加分)のうち20億円は、令和5年度(当初分)の地方債計画額540億円と一体的に運用している。

※2 過疎対策事業の令和5年度(補正(第1号)分)の地方債計画額(追加分)のうち200億円は、令和5年度(当初分)の地方債計画額5,400億円と一体的に運用している。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
一般補助施設等※※	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	-	-	-	-	-
公営企業債	-	-	-	-	-	-
水道事業	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-
総計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0%)
	-	-	-	-	-	-

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(0) 16,945	(0) 256	(0) 6,020	(0) 6,277	(0) 10,735	(0.0%) 37.0%
2 東日本大震災分	(0) -	(0) -	(0) -	(0) -	(0) -	(0.0%) -
合計	(0) 16,945	(0) 256	(0) 6,020	(0) 6,277	(0) 10,735	(0.0%) 37.0%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

○ 地方債同意等額について(令和5年度 第2次分(補正(第1号)分))【補正予算債の内訳のみ】

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	(13,614)	(250)	(5,075)	(5,325)	(8,289)	(39.1%)
公共事業等	(1,981)	(51)	(1,160)	(1,211)	(770)	(61.1%)
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	(8,142)	(200)	(3,811)	(4,010)	(4,132)	(49.3%)
公営住宅建設事業	-	-	-	-	(0)	-
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
教育・福祉施設等整備事業	(3,443)	-	(101)	(101)	(3,342)	(2.9%)
学校教育施設等	(2,050)	-	(32)	(32)	(2,018)	(1.5%)
社会福祉施設	(52)	-	(10)	(10)	(42)	(19.1%)
一般廃棄物処理	(791)	-	-	-	(791)	-
一般補助施設等	(550)	-	(59)	(59)	(491)	(10.8%)
施設(一般財源化分)	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	(48)	-	(3)	(2,924)	(45)	(6.1%)
一般	(47)	-	(3)	(3)	(44)	(6.2%)
地域活性化	(1)	-	-	-	(1)	-
防災対策	-	-	-	-	-	-
地方道路等	-	-	-	-	-	-
旧合併特例	-	-	-	-	-	-
緊急防災・減災	-	-	-	-	-	-
公共施設等適正管理	-	-	-	-	-	-
緊急自然災害防止対策	-	-	-	-	-	-
緊急浚渫推進	-	-	-	-	-	-
脱炭素化推進	-	-	-	-	-	-
辺地及び過疎対策事業	-	-	-	-	-	-
辺地対策	-	-	-	-	-	-
過疎対策	-	-	-	-	-	-
公共用地先行取得等事業	-	-	-	-	-	-
行政改革推進	-	-	-	-	-	-
調整	-	-	-	-	-	-
公営企業債	-	-	-	-	-	-
水道事業	-	-	-	-	-	-
工業用水道事業	-	-	-	-	-	-
交通事業	-	-	-	-	-	-
電気事業・ガス事業	-	-	-	-	-	-
港湾整備事業	-	-	-	-	-	-
病院事業・介護サービス事業	-	-	-	-	-	-
市場事業・と畜場事業	-	-	-	-	-	-
地域開発事業	-	-	-	-	-	-
下水道事業	-	-	-	-	-	-
観光その他事業	-	-	-	-	-	-
(公営企業退職手当債)	-	-	-	-	-	-
臨時財政対策債	-	-	-	-	-	-
退職手当債	-	-	-	-	-	-
補正予算債	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-
合計	(13,614)	(250)	(5,075)	(5,325)	(8,289)	(39.1%)
減収補填債(5条分)	-	-	-	-	-	-
減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-
借換債	-	-	-	-	-	-
総計	(13,614)	(250)	(5,075)	(5,325)	(8,289)	(39.1%)

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
一般補助施設等※※	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	-	-	-	-	-
公営企業債	-	-	-	-	-	-
水道事業	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-
総計	-	-	-	-	-	-

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (届出 (1月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(13,614)	(250)	(5,075)	(5,325)	(8,289)	(39.1%)
2 東日本大震災分	-	-	-	-	-	-
合計	(13,614)	(250)	(5,075)	(5,325)	(8,289)	(39.1%)

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。